

鴨川市文書管理規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年8月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市訓令第3号

鴨川市文書管理規程等の一部を改正する訓令

(鴨川市文書管理規程の一部改正)

第1条 鴨川市文書管理規程(平成17年鴨川市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第6号中「できる文書」の次に「及び第29条第2項に規定する公印の押印を省略することができる文書」を加える。

第28条第1項中「できるもの」の次に「及び次条第2項の規定により公印の押印を省略することができるもの」を加える。

第29条第1項中「公印の使用」を「施行文書」に、「による」を「により公印を押印しなければならない」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関を受信者とする文書であって、次の各号に該当しないものについては、公印の押印を省略することができる。

- (1) 法令等の規定により公印の押印を要するもの
- (2) 行政処分又は権利義務に係るもの等、法的地位に影響を与えるもの
- (3) 事実証明に関するもの
- (4) 受信者が公印の押印を省略することを認めていないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文書担当課長が必要と認めるもの

3 前項の規定により公印の押印を省略するときは、文書の発信者名の下に(公印省略)の表示をするものとする。

(鴨川市職員暫定再任用実施要綱の一部改正)

第2条 鴨川市職員暫定再任用実施要綱(平成26年鴨川市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「印」を削る。

(鴨川市職員定年前再任用実施要綱の一部改正)

第3条 鴨川市職員定年前再任用実施要綱(令和5年鴨川市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「印」を削る。

(鴨川市一般職の職員の退職勧奨実施要綱の一部改正)

第4条 鴨川市一般職の職員の退職勧奨実施要綱(平成17年鴨川市訓令第19号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

(鴨川市リハビリ出勤実施要綱の一部改正)

第5条 鴨川市リハビリ出勤実施要綱(平成28年鴨川市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式及び別記第7号様式中「印」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年9月1日から施行する。